

# あなたの声・意見を 市政に



日ごろ感じていること、新しいまちづくりのアイデアなどを、ぜひお聴かせください。

市では、透明性の高い開かれた市政を進めるため、今年度も、皆さんの声を文書や電子メールでお聞きする「ご意見直通便」と、市が予定している政策や計画についてご意見をいただく「パブリックコメント」を行っています。

## ▶パブリックコメント(市民意見提出制度)

昨年度は下表のとおり、7件の計画等について意見を求め、いただいたご意見を考慮のうえ、その結果と理由および市の考え方を市役所・能生・青海事務所や市のホームページなどで公表しました。

今年度も、広報紙やホームページなどで随時お知らせしますので、ご意見をお寄せください。

## ▶ご意見直通便

寄せられた“ご意見”は、全て市長と担当部課長が読み、回答希望のあるものについては、お答えしています。

今年度も個人情報保護に配慮した封書版を本紙に折り込みましたので、ご利用ください。

なお、ハガキ版は【市役所、能生事務所、青海事務所、市内図書館、地区公民館】にありますので、ご利用ください。

昨年度みなさんからいただいた  
ご意見直通便の件数

総数		120件
内 訳	ハガキなど	91件(75.8%)
	電子メール	29件(24.2%)
記名の有無	記名	85件(70.8%)
	無記名	35件(29.2%)

市の政策等の名称	意見総数および反映状況				
	総数	A	B	C	D
糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	9	0	4	3	2
糸魚川市公共施設等総合管理指針	5	4	0	1	0
第2次健康いといがわ21	5	1	1	2	1
第3次親子保健計画	0	0	0	0	0
第2次糸魚川市子ども読書活動推進計画	5	4	1	0	0
こども一貫教育基本計画	7	1	4	1	1
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)中間見直し	0	0	0	0	0

- A 意見を反映、または一部を反映することとしたもの  
 B 意見がすでに記述済み、または織り込み済みのもの  
 C 今回は修正または記述しないが、今後実施または検討課題とするもの  
 D 反映しないこととするもの

## ご意見直通便から

問合せ先 総務課 広報情報係 ☎ 552-1511

### ● お答えします ●

空き家については、所有者に責任を持って対応していただくことが原則です。

昨年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、これまで、特定できなかった空き家の所有者を、市の固定資産税情報により調べることができるようになったことから、調査した所有者に対し適正管理をお願いしているところです。

なお、市での解体は、解体費用の回収ができなければ、市の負担となることから、引き続き所有者へ早期の改善を行うよう指導してまいります。また、公道等に影響を及ぼすようであれば、安全確保のため、市として必要な対策をしてまいります。



誰も居住しておらず、壊れかかっている空き家を新法で解体してほしい。